

京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の
居場所づくり等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者を対象に、居場所づくり等の支援事業を行う団体（以下「事業実施団体」という。）に対して補助金を交付するに当たり、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生きづらさを抱える者」とは、過去に犯罪や非行をしたことにより、生きづらさを抱える京都市内在住の者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施団体が補助金の交付を受けようとする年度中に実施する事業であって、次に掲げる事業に該当するものとする。

(1) 居場所づくり事業

生きづらさを抱える者が参加できる居場所づくりを行う事業

(2) 寄り添い支援事業

生きづらさを抱える者に寄り添い、個別に相談等を行うことにより、福祉関係機関等につなげる等必要な支援を行う事業

(3) 先進的な支援事業

生きづらさを抱える者に対して先進的な支援等を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる団体が行う事業

ア 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員とする団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

ウ 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

エ 活動実体のない団体

オ 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不適當であると認められる団体

(2) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを主たる目的とする事業

(3) 営利を目的とする事業

- (4) 補助金の交付決定までに実施する事業。ただし、第7条に定める事前着手の届出をしたときは、この限りではない。
- (5) 京都市から他の補助金を受ける事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、第3条第1項に掲げる事業を開始するに当たり必要となる経費のうち、補助金を受けようとする年度内に支出されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 団体事務所の賃借料、光熱水費及び団体の職員の人件費（ただし、補助対象事業に係る人件費は除く。）など団体を維持・運営するための経常経費
- (2) 景品や参加賞など個人給付的な経費
- (3) 前2号のほか、市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1団体当たり60万円若しくは補助対象経費の4分の3の額のいずれか低い方の額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 補助金の額は千円未満の端数は切り捨てとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、補助金の交付を申請しようとする事業実施団体（以下「申請団体」という。）が交付申請書（第1号様式の1）によって、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 申請団体の概要や活動内容が分かる書類
- (4) 申請団体の定款・規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事前着手)

第7条 申請団体は、交付の決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により交付申請を行った日から補助金の交付決定までの間に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときは、この限りではない。

(標準処理期間及び交付の決定)

第8条 市長は、交付申請期間終了日から30日以内に条例第10条各項の決定を行い、交付することを決定したときは、交付決定通知書(第3号様式の1)により、交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書(第3号様式の2)により通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更交付申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

- (1) 補助事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更
- (3) 補助対象経費

3 市長は、前項に定める申請が到達してから30日以内に条例第11条第1項第1号の決定を行い、交付することを決定した場合は変更交付決定通知書(第5号様式の1)により、交付しないことを決定した場合は変更不交付決定通知書(第5号様式の2)により通知するものとする。

4 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、中止・廃止承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

5 市長は、前項に定める申請が到達してから30日以内に条例第11条第1項第2号の決定を行い、中止・廃止承認決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、翌年度の4月10日までに、実績報告書(第8号様式の1)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書(第8号様式の2)
- (2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 事業実施状況を確認できるもの(状況写真、報告資料、チラシ等の成果物等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 条例第19条の規定による補助金の交付額の確定は、交付額確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条に規定する通知を受けた団体は、請求書(第10号様式)により、市長に補助金の支払いを請求するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 交付団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 概算払できる金額は第8条により決定した交付額の2/3以内とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 交付団体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第15条 条例第16条第1項に規定する市長等が定める期間は、事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

2 前項に規定する書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置) 2 この改正後の京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者

の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

交付申請書

（宛先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） - （担当者： ）

京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

申 請 額	_____ 円 （上限額） 60万円若しくは補助対象経費の4分の3の額のいずれか低い方の額
事 業 名	
事 業 区 分 （該当する□に、 レ印を記入して ください。）	<input type="checkbox"/> 居場所づくり事業 <input type="checkbox"/> 寄り添い支援事業 <input type="checkbox"/> 先進的な支援事業 ※事業区分を複数選択される場合は、事業区分ごとに第1号様式の2 をご提出ください。
事 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
事 業 実 施 場 所	
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書（第1号様式の2） (3) 申請団体の概要や活動内容が分かる書類 (4) 申請団体の定款・規約 (5) その他市長が必要と認める書類
同意欄 （内容を確認し、□ にレ印を記入 してください。）	<input type="checkbox"/> 補助金の交付決定がなされた場合は、京都市が当該事業について、 関係機関に対し、情報提供することに同意します。

第1号様式の2（第6条関係）

収支予算書

申請団体名	
事業名	
事業区分	

【予算内訳】

○ 収入

費目	概要（補助金名称等）	金額（円）	備考
補助金（本市）			
補助金（本市以外）			
寄付金			
参加費			
（ ）			
収入合計			

○ 支出

	費目	概要	金額（円）	備考
補助対象経費	人件費			
	謝礼金			
	消耗品費			
	賃借料			
	広報物作成費			
	備品購入費			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
計（A）				
補助対象外経費				
計（B）				
支出合計（A+B）				

第2号様式（第7条関係）

事前着手届

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

<p>京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金要綱第7条の規定に基づき、交付決定前に事業着手しますので、届け出ます。</p> <p>なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。</p>	
事 業 名	
事前着手の理由	
着手予定年月日	年 月 日

注：本様式は、第1号様式の1「交付申請書」により申請いただいている事業に限り、御提出いただけます。

注：本様式は、交付決定前に事業着手する場合に御提出いただく必要があるものです。着手予定年月日以前に支出された経費については、補助金の対象外となりますので、御注意願います。

第 号
年 月 日

様

京都市長
（担当 ）

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付とすることに決定しましたので、京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- （1）本補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- （2）本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。
- （3）補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- （4）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- （5）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
- （6）事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出してください。
- （7）補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）により市長に報告してください。

（裏面あり）

(8) 上記各号に違反した場合は、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがあります。

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第9条関係）

変更交付申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金第9条の規定により補助金に係る変更の承認を申請します。

事業名		
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け	号
変更事由		
変更内容		
事業の概要及び効果	変更前	変更後
事業に要する費用の額	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	(1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の収支予算書（第1号様式の2）	

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金の変更交付につきまして、下記のとおり交付とすることに決定しましたので、京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付変更額

- | | | | |
|------------|---|-------|------------|
| (1) 既交付決定額 | 金 | _____ | 円… (A) |
| (2) 変更後交付額 | 金 | _____ | 円… (B) |
| (3) 差引増減額 | 金 | _____ | 円… (B - A) |

2 交付対象事業名（変更後） _____

3 交付条件

- (1) 本補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。
- (3) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- (4) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- (5) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
- (6) 事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を提出してください。
- (7) 上記各号に違反した場合は、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがあります。

(裏面あり)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第6号様式（第9条関係）

中止・廃止承認申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金第9条の規定により、事業の中止・廃止に係る承認を申請します。	
事業名	
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け 号
中止・廃止年月日	年 月 日
中止・廃止理由	

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当)

中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金中止・廃止承認につきまして、下記のとおり承認することに決定しましたので、京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

事業名 _____

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式の1（第10条関係）

実績報告書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名） 電話（ ） ー

京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金第10条の規定により、事業の実績を報告します。	
事業名	
交付決定日及び決定番号	年 月 日付け 号
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業に要した額	円
事業に要した額のうち補助金を申請する額	円
事業の概要及び効果	
添付書類	(1) 収支決算書（第8号様式の2） (2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し (3) 事業実施状況を確認できるもの（状況写真、報告資料、チラシ等の成果物等） (4) その他市長が必要と認める書類

第8号様式の2（第10条関係）

収支決算書

申請団体名	
事業名	
事業区分	

【決算内訳】

○ 収入

費目	概要（補助金名称等）	金額（円）	備考
補助金（本市）			
補助金（本市以外）			
寄付金			
参加費			
（ ）			
収入合計			

○ 支出

	費目	概要	金額（円）	備考
補助対象経費	人件費			
	謝礼金			
	消耗品費			
	賃借料			
	広報物作成費			
	備品購入費			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
	（ ）			
計（A）				
補助対象外経費				
計（B）				
支出合計（A+B）				

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

様

京都市長

（担当 ）

交付額確定通知書

年 月 日付けをもって交付決定した上記の補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付額 円

（※ 減額して交付するときは、その理由を付記する。）

※ 交付額を減額した理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請団体の主たる事務所の所在地）

（申請団体の名称）

（役職・代表者名）

請求書

年 月 日付け第 号により交付額の決定を受けた京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金について、以下のとおり請求します。

金 円

【振込口座】

金融機関名	銀行		本店
	金庫		支店 出張所
預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ フリガナも含め、もれなく御記入いただきますようお願いいたします。

年 月 日

（宛先）京都市長

申請団体の主たる事務所の所在地
申請団体の名称
代表者の氏名

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した上記補助事業に関する 年度
消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市犯罪や非行を
したことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱第14条
の規定により、報告します。

記

1 団体名

2 所在地

3 補助金額（市長が確定通知書により通知した額） 円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額（要補助金返還額）
円

注 別紙として積算の内訳等、4の金額が分かるものを添付してください